

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

(洪水：ハザードマップ)

- ・当市のハザードマップによると、鈴鹿川流域に位置する地区は広く浸水想定地域となっており、その中でも石薬師地区、庄野地区、井田川地区、国府地区においては5mから10m未満の浸水が想定されている。また、中ノ川及び堀切川流域に位置する白子地区、稲生地区、栄地区、天名地区についても、浸水想定地域が指定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

- ・当市のハザードマップによると、土砂災害警戒区域は市内各所に点在しており、その中でも鈴鹿山脈の位置する椿地区、鈴峰地区、庄内地区には、他地区より多くの土砂災害警戒区域が指定されている。

(地震：鈴鹿市地域防災計画)

- ・当市に被害を及ぼす地震は、過去の記録からみると内陸を震源とするもの（直下型地震）とプレートの境界面で発生する地震がある。そこで、平成26年3月に発表された「三重県地震被害想定調査」をもとに、当市に大きな被害をもたらすであろうと想定されるものとして、養老―桑名―四日市断層帯等の陸域の活断層を震源とする地震（当市の想定震度7）と、歴史的に概ね100年から150年間隔でこの地域で繰り返し発生している南海トラフ地震（当市の想定最大震度6弱）がある。

(気候変動)

- ・地球温暖化による気候変動は、「平成30年7月豪雨」等の水災害、激甚化、頻発化する局地的な大雨等の発生をもたらし、全国的にも国民の生活、社会、経済に多大な被害を与えた。また、農産物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が様々な形で全国各地に現れている。
- ・当市においても多岐にわたる気候変動の影響に対し、温室効果ガス排出量の削減対策に全力で取り組むとともに、将来予測される被害を事前に回避・軽減するための対策を講じていく必要がある。

(感染症)

- ・新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような新種のウイルスが、全国的かつ急速にまん延することにより、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、市民生活や経済に与える影響を最小にするための対策が必要である。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 6,681社 (平成28年調査時点)
- ・小規模事業者数 4,488社

【内訳】

(単位：社)

業種	小規模事業者	小規模以外	総数	小規模割合
建設	691	21	712	97.1%
製造	502	134	636	78.9%
電気・ガス・熱供給・水道	5	1	6	83.3%
情報通信	22	7	29	75.9%
運輸・郵便	105	74	179	58.7%
卸売・小売	1,052	710	1,762	59.7%
金融・保険業	91	17	108	84.3%
不動産・物品賃貸	152	52	204	74.5%
学術研究・専門・技術サービス	147	46	193	76.2%
宿泊・飲食サービス	462	343	805	57.4%
生活関連サービス・娯楽	495	143	638	77.6%
教育・学習支援	154	80	234	65.8%
医療・福祉	176	357	533	33.0%
その他	434	208	642	67.6%

※出典：「鈴鹿市の地域経済分析について」（日本商工会議所 地域振興部）

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・鈴鹿市地域防災計画（令和3年6月修正）
- ・鈴鹿市水防計画（令和3年6月修正）
- ・鈴鹿市耐震改修促進計画（令和3年3月修正）
- ・行政機関、民間企業、団体等との防災協定の締結
- ・防災訓練の実施
- ・防災啓発の実施
- ・防災備品の備蓄

### 2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・BCP先進企業見学会の開催
- ・みえ防災・減災センターによる企業防災研修への参加
- ・東京海上日動火災保険(株)による経営指導員向け研修の開催
- ・防災訓練の実施
- ・当初独自の新型コロナウイルス感染防止対策を策定し、職員に感染予防対策を徹底

## II 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載に留まり、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

### Ⅲ 目標

- ・市内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、鈴鹿市と鈴鹿商工会議所との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また地域内において感染症等発生時（感染症は「発生」というタイミングがなく、「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用）には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・鈴鹿市と鈴鹿商工会議所の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員等の巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報・ホームページ・メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険・傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、風評に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へのマスクや消毒液等の一定量の備蓄、非常電源の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和3年6月1日に作成済み。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・三重県産業支援センターや東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険・傷害保険等の紹介等を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、日本政策金融公庫などの低利融資の紹介・斡旋等を行う。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、鈴鹿市との連携ルートの確認等（訓練は必要に応じて実施する）を行う。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、安全を確保してから速やかに職員の安否報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を当所と鈴鹿市で共有する。
- ・当所館内における感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、館内の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行により、政府及び三重県から「緊急事態宣言」等が発出された場合、当所による感染症対策（分散勤務・在宅勤務等）を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当所と鈴鹿市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等）
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・市内各地区における被害状況は、地域モニターと連携して大まかな被害状況を確認し、被災後2日以内に情報共有する。  
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

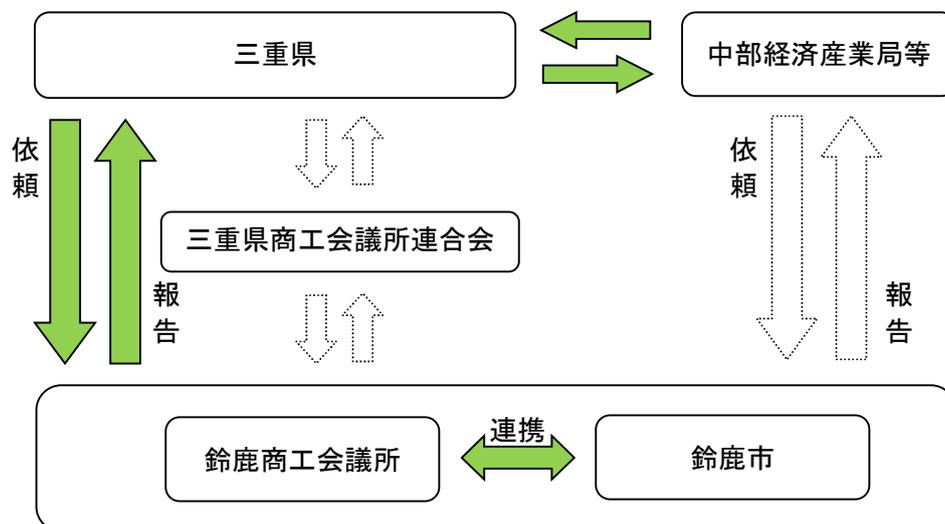
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と鈴鹿市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する。
1週間～2週間	2日に1回以上共有する。
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する。
1ヶ月以降	2週間に1回以上共有する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集・報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当所と鈴鹿市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と鈴鹿市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当所または鈴鹿市から三重県へ報告（メールまたはFAX）する。
- ・三重県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告（県から別途指示があった場合は、その指示による）する。
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。



### < 4. 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、鈴鹿市と相談（当所は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、鈴鹿市等の施策）について、市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 市内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ等作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鈴鹿市補助金、三重県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等